

## 溝口駅周辺地域帰宅困難者対策協議会規約

### (目的及び設置)

第1条 溝口駅周辺地域において、大規模な地震が発生した場合の滞在者の安全確保に向けて、都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日国都まち第21号。以下「要綱」という。）第2条の2に規定するエリア防災計画の策定及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、要綱第2条の規定に基づき、溝口駅周辺地域帰宅困難者対策協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) エリア防災計画の策定に関すること。
- (2) エリア防災計画に基づく取組の推進に関すること。
- (3) その他溝口駅周辺地域における震災時の安全確保に関すること。

### (構成)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長をおき、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

3 会長は、必要と認める場合、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第5条 会長は、議事を総理する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(書面による議事)

第6条 会長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(協議結果の尊重)

第7条 会議において協議が調った事項について、委員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第8条 議長は、エリア防災計画の内容に係る検討及び調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、川崎市高津区役所危機管理担当において処理する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所属	役職
国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課	課長
神奈川県安全防災局	副局長
川崎市	副市長
川崎市高津区	区長
東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	サービス品質 改革室長
東京急行電鉄株式会社鉄道事業本部	本部長
神奈川県高津警察署	署長

# 溝口駅周辺地域帰宅困難者対策協議会

## エリア防災計画作成部会会則

### (目的及び設置)

第1条 溝口駅周辺地域帰宅困難者対策協議会規約第9条の規定に基づき、溝口駅周辺地域の大規模震災時における滞在者の安全確保に向けたエリア防災計画に係る検討及び調整等を行うため、溝口駅周辺地域帰宅困難者対策協議会エリア防災計画作成部会（以下「部会」という。）を組織する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) エリア防災計画の内容に係る検討及び調整に関すること。
- (2) エリア防災計画に基づく取組の推進に係る検討及び調整に関すること。
- (3) その他溝口駅周辺地域における震災時の安全確保に係る検討に関すること。

### (構成)

第3条 部会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 部会に部会長をおき、委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

3 部会長は、必要と認める場合、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第5条 部会長は、議事を総理する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は部会長の決するところによる。

(書面による議事)

第6条 部会長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(協議結果の尊重)

第7条 会議において協議が調った事項について、委員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、川崎市高津区役所危機管理担当において処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所属	役職
神奈川県安全防災局安全防災部災害対策課	課長
川崎市総務企画局危機管理室	担当課長
川崎市高津区	副区長
東日本旅客鉄道株式会社武蔵溝ノ口駅	駅長
東京急行電鉄株式会社溝の口駅	駅長
株式会社東急トランセ高津営業所	所長
川崎市交通局自動車部管理課	課長
神奈川県高津警察署	副署長
川崎市高津消防署	副署長
川崎市高津市民館	館長
川崎市総合教育センター	総務室長
川崎市生活文化会館（てくのかわさき）	館長
川崎市立高津図書館	館長
川崎市大山街道ふるさと館	館長
川崎市こども夢パーク	所長
学校法人洗足学園	法人本部長
日本ホテル株式会社ホテルメッツ溝ノ口	支配人
みぞのくち新都市株式会社	管理部 担当課長
公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団 川崎看護専門学校	事務局長